

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
12月24日
(水曜日)

目次

○告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課).....一

平成二十七年産麦類の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課).....一

解除予定保安林 (阿武町) (森林整備課).....一

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課).....二

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課).....三

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....三

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課).....四

契約の締結 (技術管理課).....四

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....四

周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....五

山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課).....五

○雑報

県報の正誤 (平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号ほか一件).....五



山口県告示第四百十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号) 第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

周南市大字東山字堂ヶ浴二〇〇四番九のうち別図に示す区域及び二〇〇四番一〇から二〇〇四番一二まで

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第百三十三号) 第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十号

主要農作物種子法 (昭和二十七年法律第百三十一号) 第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十七年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名	面積 (アール)
宇部市	三七〇
山口市	八三八
防府市	一、七六二
山陽小野田市	一〇六

山口県告示第四百二十一号

森林法 (昭和二十六年法律第百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字福田上字大元一〇二二三の二、字作田原一〇二二八の二
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 土地改良事業用地とするため

山口県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 保安林の指定をする件（昭和四十六年農林省告示第五百十五号（一）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成元年農林水産省告示第千五百九十号（二）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第七百三十八号（四）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第千四百四号（三）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第三十五号（一）に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第千七百四十二号（四）に係るものに限る。））に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山口市経済産業部農林政策課、岩国市産業振興部農林振興課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称
 島下地区
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	田島	島	二四七の一	一号
〃	〃	〃	二四七の二	二号
〃	〃	〃	二四七の二	三号
〃	〃	〃	二四八の一	四号
〃	〃	〃	二八一	五号
〃	〃	〃	二五一の二	六号
〃	〃	〃	二一九	七号
〃	〃	〃	二一〇	八号
〃	〃	〃	一一二	九号
〃	〃	〃	一一三	十号
〃	〃	〃	二五一の一	十一号
〃	〃	〃	三〇三	十二号
〃	〃	〃	二四八	十三号



(四二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成

二十六年七月十八日山口県公告(二三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月二十四日から平成二十七年一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番二〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四二四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関土地改良区	理事	伊田 喜弘	下関市菊川町大字日新二八三三の二
	監事	河村 正喜	大字植田一〇八一
	〃	亀田 光則	内日上二九一
	〃	益田 芳弘	三〇〇四
	〃	三原 敬	木屋川本町三丁目九八番二号

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関土地改良区	理事	村田 玄治	下関市大字植田五三一
	〃	河村 嘉博	大字内日下九七の一
	〃	野村 喜治	〃 二〇八六
	〃	藤田 尚徳	大字内日上三三五八
	〃	村上 春男	松屋本町三丁目五番一六号
	〃	大下 利昭	松屋上町三丁目一七二一
	〃	佐竹 博義	木屋川本町二丁目三三九の一
	〃	熊野 雅治	大字山田九二五
	〃	岸本 隆	王司神田四丁目七番一号
	〃	中泉 文三	大字阿内三〇
	〃	藤本 秀信	〃 一九八二
	〃	弘重 義和	清末西町一丁目七番二二号
	〃	小川 博司	梶栗町五丁目一〇番一〇号
	〃	追本 憲昭	大字有富四九一
	〃	小出 俊一	大字福江九〇の一
〃	野村 仁	大字蒲生野八九〇	
〃	鎌田 三郎	大字内日下一〇一三	
〃	〃	大下 利昭	松屋上町三丁目一七二一
	〃	坂田 紘一	王喜本町五丁目一番三七号
	〃	藤岡 正人	大字員光一七四二の一
	〃	池田 昭二	大字山田八六一
	〃	中泉 文三	大字阿内三〇
	〃	藤本 秀信	〃 一九八二
	〃	弘重 義和	清末西町一丁目七番二二号
	〃	福富 壽	安岡町一丁目二番一四号
	〃	西山 久	富任町六丁目二番一号
	〃	藤永 安樹	大字福江一二六一
	〃	河瀬 龍夫	大字延行二四七
	〃	山田 定	内日上二五七八
	〃	村上 禮次	王喜本町四丁目七二七番七号
	〃	船本 真二	清末千房一丁目四番三二二号

〃 〃 弘中 孝二 〃 員光町二丁目一番一九号
〃 〃 西原 晃 〃 富任町五丁目一七番二二号

(四二五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

農用地の保全上必要な土留工

三 工事完了の時期

平成二十六年二月二十五日

一 事業の名称

県営堀越地区中山間地域総合農地防災事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事完了の時期

平成二十六年十一月十日

(四二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木事業管理システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
四 落札者を決定した日

平成二十六年十一月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 落札金額

二億千五百九十九万二千五百二十二円

七 入札公告日

平成二十六年九月二十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(四二七) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・二百十二中央線

周南都市計画道路三・四・二百十八青木線

周南都市計画道路三・六・二百二十四川端通線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四二八) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場下松地区地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四二九) 山陽小野田都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年十二月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画道路三・六・十三新開作中通線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



正 誤

平成二十六年七月十五日山口県条例第三十二号（山口県母子福祉施設条例等の一部を改正する条例）

ページ	行		
一三	八	第二条第十四号ハ	誤
		第二条第十五号ハ	正

平成二十六年十一月二十八日山口県告示第三百九十二号（道路の位置の指定）

ページ	段	行	
四	上	二〇	周南土木建築事務所
			柳井土木建築事務所

平成二十六年十二月二十四日印刷
平成二十六年十二月二十四日發行

發行人所

山口県知事庁

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
1月9日
(金曜日)

目次

- 告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………一
- 公告
平成二十六年山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）（県民生活課）……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………六
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………六
- 雑報
県報の正誤（平成二十六年十二月二十四日山口県告示第四百十九号）……………七



山口県告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
岩国市
- 二 事業の種類
平田住民ホール等駐車場整備事業
- 三 起業地

(一) 収用の部分
岩国市平田三丁目地内
使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係
平田住民ホール等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することによりこれらの施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市市民生活部市民協働推進課



(四) 平成二十六年山口県一般会計補正予算の歳入の公表
 平成二十六年十一月三十日現在山口県一般会計補正予算の歳入は、次のとおりである。
 平成二十七年一月九日

山口県 平成26年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成26年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,065,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,055,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
7 分担金及び負担金	1 分担金	△836	196,392	195,556
	2 負担金	7,598	3,307,681	3,315,279
	8 使用料及び手数料	△72	8,388,104	8,388,032
9 国庫支出金	1 国庫負担金	403,411	80,162,974	80,566,385
	2 国庫補助金	182,820	32,652,015	32,834,835
		215,679	44,932,016	45,147,695

款	項	補正額	補正前の額	計
12 歳入	3 委託金	4,912	2,578,043	2,583,855
	1 特別会計歳入金	745,257	37,791,438	38,536,695
13 歳入	2 基金繰入金	△18,704	6,372,057	6,353,353
	1 繰入金	763,961	31,419,381	32,183,342
14 歳入	1 繰入金	861,377	451,842	1,313,219
	6 雑収入	861,377	451,842	1,313,219
歳入	合計	48,597	78,759,481	78,808,078
	合計	2,065,332	690,990,192	693,055,524
1 歳入	1 歳入	7,172	1,506,633	1,513,805
	1 歳入	7,172	1,506,633	1,513,805
2 歳入	1 歳入	215,073	29,663,012	29,878,085
	1 歳入	215,073	29,663,012	29,878,085
3 歳入	1 歳入	137,856	11,258,198	11,396,054
	1 歳入	137,856	11,258,198	11,396,054
4 歳入	1 歳入	35,274	7,139,789	7,175,063
	1 歳入	35,274	7,139,789	7,175,063
5 歳入	1 歳入	10,723	6,266,879	6,277,602
	1 歳入	10,723	6,266,879	6,277,602
6 歳入	1 歳入	9,260	1,582,471	1,591,731
	1 歳入	9,260	1,582,471	1,591,731
7 歳入	1 歳入	1,116	995,053	996,169
	1 歳入	1,116	995,053	996,169
8 歳入	1 歳入	△2,148	1,482,039	1,479,891
	1 歳入	△2,148	1,482,039	1,479,891
9 歳入	1 歳入	11,011	607,145	618,156
	1 歳入	11,011	607,145	618,156
10 歳入	1 歳入	4,760	135,386	140,146
	1 歳入	4,760	135,386	140,146
11 歳入	1 歳入	7,221	196,052	203,273
	1 歳入	7,221	196,052	203,273
12 歳入	1 歳入	69,019	90,449,197	90,518,216
	1 歳入	69,019	90,449,197	90,518,216
13 歳入	1 歳入	35,304	74,698,430	74,733,734
	1 歳入	35,304	74,698,430	74,733,734
14 歳入	1 歳入	17,867	14,452,560	14,470,427
	1 歳入	17,867	14,452,560	14,470,427
15 歳入	1 歳入	15,848	1,242,835	1,258,683
	1 歳入	15,848	1,242,835	1,258,683
16 歳入	1 歳入	1,142,053	22,203,899	23,345,952
	1 歳入	1,142,053	22,203,899	23,345,952
17 歳入	1 歳入	98,214	7,052,489	7,150,683
	1 歳入	98,214	7,052,489	7,150,683
18 歳入	1 歳入	27,235	5,987,236	6,014,471
	1 歳入	27,235	5,987,236	6,014,471
19 歳入	1 歳入	4,100	2,286,430	2,290,530
	1 歳入	4,100	2,286,430	2,290,530
20 歳入	1 歳入	1,012,504	5,069,055	6,081,559
	1 歳入	1,012,504	5,069,055	6,081,559
21 歳入	1 歳入	0	1,808,709	1,808,709
	1 歳入	0	1,808,709	1,808,709

款	項	事 項	金 額
5 勞 働 費	1 勞 政 費	経営体育成基盤整備事業費	75,000
	2 職業能力開発費	港水防除事業費	87,000
	4 労働委員会費	広域基幹林道開設事業費	74,503
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	普通林道開設事業費	7,562
	2 畜 産 業 費	一般台山事業費	210,734
	3 農 地 業 費	水源地域緊急整備事業費	7,755
	4 林 業 費	林地荒廃防止事業費	10,919
	5 水 産 業 費	栽培漁業事業費	40,305
7 商 工 費	1 商 業 費	交通安全施設整備事業費	332,023
	2 工 鉱 業 費	道路改良費	330,107
	3 観 光 費	単独道路改良費	87,000
8 土 木 費	1 管 理 費	橋りょう補修費	396,256
	5 都 市 計 画 費	広域河川改修費	232,856
	6 住 宅 費	周防高潮対策事業費	250,183
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	河川災害関連事業費	250,001
	1 警察管理費	単独河川改修費	19,951
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	ダム建設実施調査費	297,560
	2 小 学 校 費	通帯砂防事業費	254,800
	3 中 学 校 費	自然災害防止事業費	11,155
	4 高 等 学 校 費	港湾改修費	419,969
	7 特 別 支 援 学 校 費	海岸防災事業費	120,820
	8 社 会 教 育 費	都市計画街路整備事業費	501,511
	9 保 健 体 育 費		
	11 学 事 費		
	合 計		

(単位 千円)

和 計	491,010
和 計	4,597,580

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	額
1 山口県スポーツ交流の村に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	477,675千円	
2 山口県若狭湾緑地整備センターに係る指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	140,481千円	
3 ミラノ国際博覧会の出展に係る業務委託の地裁級給すること。	平成26年度から平成27年度まで	30,000千円	
4 維新百年記念指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	1,303,113千円	
5 片浜海岸公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	146,735千円	
6 森ワエルネスパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	153,115千円	
7 県営住宅等に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	5,524,990千円	

平成26年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 入 金	項 目	補 正 額	補 正 前 の 額	計
5 歳 入 金	1 他会計繰入金	713	242,668	243,381
歳 入 出 合 計		713	242,668	243,381
1 下関漁港地方卸売市場				
歳 入 出 合 計		713	538,107	538,820

平成26年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,766,857千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

款 入 金	項 目	補 正 額	補 正 前 の 額	計
3 歳 入 金	1 他会計繰入金	404	183,055	183,459
歳 入 出 合 計		404	183,055	183,459
1 流域下水道事業				
歳 入 出 合 計		404	1,766,453	1,766,857

平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

款 入 出 合 計	項 目	補 正 額	補 正 前 の 額	計
1 流域下水道費		404	1,766,453	1,766,857
歳 入 出 合 計		404	1,766,453	1,766,857

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第3条 予算第9条中「職員給与費687,007千円」を「職員給与費710,763千円」に改める。

(五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 青少年教育支援協会

代表者の氏名 阿多 淳弥

主たる事務所の所在地 下関市今浦町八番二五号

三 定款に記載された目的

地域の青少年に対して学習、文化及び社会に関する支援事業を行い、健全な育成の実現に寄与すること。

(六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 じゃがいもの会

代表者の氏名 橋本 強

主たる事務所の所在地 山口市三の宮二丁目二番一〇号

三 定款に記載された目的

地域住民に対し生活を支援する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与すること及び災害時における救援活動の支援事業を行い、被災地の復興と福祉の増進に寄与すること。

(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年二月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きぼうの会

代表者の氏名 吉村 陽子

主たる事務所の所在地 宇部市新天町二丁目四番二四号

(八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年一月九日から同年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ黒川店
 所在地 山口市黒川六九七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社ドラッグストアモリ
 住所 福岡県朝倉市一ツ木一四八の一
 代表者の氏名 森 信
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木一四八の一 森 信
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十七年八月九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、三〇二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 四七台
 (二) 駐輪場の収容台数 二〇台
 (三) 荷さばき施設の面積 六五平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量 七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 株式会社ドラッグストアモリ
 開店時刻 午前零時
 閉店時刻 午後一二時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十六年十二月八日



正 誤

平成二十六年十二月二十四日山口県告示第四百十九号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定)

一	ページ	下	行	誤	正
一九〇				山口県山口環境保健所	山口県周南環境保健所

平成二十七年一月九日印刷
平成二十七年一月九日発行

発行人所

山口県知事